

公布された規則のあらまし

佐賀県民生委員定数条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 22 号）

- 1 地域の実情に応じ、佐賀市、唐津市、鳥栖市、武雄市、小城市及び三養基郡みやき町の民生委員の定数を変更することとした。（第 2 条 関係）
- 2 この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行することとした。